
*
*
*
*
*
*

定 款

2022年6月21日 改定

キーコーヒー株式会社

キ ー コ ー ヒ ー 株 式 会 社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社はキーコーヒー株式会社と称し、英文では KEY COFFEE INC と表示する。

第 2 条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コーヒー及び紅茶の輸入、製造、加工及び販売
2. 海外におけるコーヒー農園の経営並びにコーヒーの集買及び販売
3. コーヒーの製造、加工並びにコーヒー、紅茶、食料品、清涼飲料、嗜好飲料、コーヒー抽出器具の販売に関する技術指導及び経営指導
4. 食料品、清涼飲料、嗜好飲料の製造及び販売
5. 食料品、清涼飲料、嗜好飲料の輸出、輸入及び販売
6. 酒類の販売
7. 飲食店の営業
8. 損害保険代理業
9. 不動産の賃貸
10. 前各号に関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を東京都港区におく。

第 4 条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関をおく。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は70,000,000株とする。

第 7 条 (取締役会決議による自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得す

ることができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第11条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第13条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

ただし、毎年3月31日の翌日から定時株主総会までに発行された株式については、その発行のときにおいて株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

- ② 前項のほか、権利を行使する者を定める必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第14条 (招集)

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のつど招集する。

第15条 （議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第16条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 （決議）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条 （議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第19条 （議決権の代理行使）

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その株主または代理人は株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第20条 （員数及び選任）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とし、株主総会において選任する。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とし、それ以外の取締役と区別して、株主総会において選任する。
- ③ 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ④ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条 （任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 （代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役の中から社長を選定する。
- ③ 当会社は、取締役会の決議によって、会長1名並びに副社長、専務及び常務各若干名を選定することができる。

第23条 （相談役）

当会社に相談役をおくことができる。相談役は取締役会に出席し、意見を述べることができる。

第24条 （取締役会の招集及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。
- ③ 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 （取締役会規程）

取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会において定める取締役会規程による。

第26条 （取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第28条 （取締役会議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条 （取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項の行為による取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第31条 （監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第32条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第33条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第34条 （任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第35条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第36条 （会計監査人との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第37条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条 （期末配当金の支払）

当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第39条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第40条 （期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第8章 買収防衛策

第41条 （買収防衛策の導入等）

当会社は、買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止については、株主総会の決議により定めることができる。

- ② 前項に定める買収防衛策の導入、継続、変更及び廃止とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続き及びこれに違反する者に対する対抗措置等（以下「本プラン」という。）を当会社が定め、その適用を継続し、その内容を変更し、またはその適用を廃止することをいう。

第42条 （新株予約権無償割当ての決議機関）

当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、決定する。

- ② 当会社は、本プランの一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
1. 本プランに定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。
 2. 当会社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当会社の株式を交付することができること。
- ③ 本プランとは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことなどにより当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業

価値、ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社株式の大規模買付行為が開始される前に導入されるものをいう。

(附則)

1. 定款第 16 条の削除及び新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。